

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）
及び6に掲げる手術の施設基準に係る手術件数

【令和7年1月1日～令和7年12月31日】

・区分1に分類される手術

手術の件数

	手術の件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	36
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

・区分2に分類される手術

手術の件数

	手術の件数
ア 靱帯断裂形成手術等	7
イ 水頭症手術等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	0
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術

手術の件数

	手術の件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術の件数

胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	0
---------------	---

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	4	
乳児外科施設基準対象手術（1歳未満の乳児に対して行うもの）	0	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	0	
経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	0
	その他のもの	0
経皮的冠動脈粥腫切除術	0	
経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	0
	その他のもの	0